



T A J I M A

L A W O F F I C E

田島綜合

法律事務所

顧問契約のご案内

平成29年11月1日～

田島綜合法律事務所の法律顧問契約の内容は下記のとおりです

顧問料

一般的な中小企業，個人事業主・・・月額 5 万円（税別）～

※ただし，以下の場合は月額顧問料に下記の金額がプラスされます

1. 全国展開型の場合 → プラス 5 万円（税別）～
2. 遠方の場合 → プラス 5 万円（税別）～
3. 専門分野の対応が必要な場合 → プラス 5 万円（税別）～
4. 年間訴訟件数が平均 10 件以上の場合 → プラス 5 万円（税別）～
5. 外資系，商社等英語対応が必要な場合 → プラス 10 万円（税別）～
6. 株式公開企業の場合 → プラス 10 万円（税別）～
7. その他特殊な対応が必要な場合 → プラス 5 万円（税別）～

顧問業務に含まれるもの

1. 日常のクライアント様からの法律相談（優先的に予定を割きます）
2. 簡易な内容の書面の作成（A4用紙1枚程度のもの，定形フォームを埋める程度のものの作成等）
3. 内容証明郵便の作成・送付及びこれに対する問い合わせ対応（実費別）
4. 簡易な交渉対応，簡易な調査業務（弁護士会照会，弁護士職務上請求等）
5. その他，簡易な法律業務

※年度中のご相談・ご依頼のボリュームに応じて，翌年度の顧問料の増減をさせていただきます（通常は自動更新とさせていただきます）

顧問先様とそれ以外のお客様の対応の差異

顧問先様とそれ以外のお客様とでは、下記のとおり対応体制に差異を設けさせていただきます

	一般のお客様	顧問先様
アポの取り方	比較的予定の空いている日に設定します（だいたい2～3週間待ち）	他のアポをキャンセルしてでも最短ですぐアポを入れさせていただきます
連絡方法	代表番号（平日10時～17時）のみの対応です（原則として秘書が対応します）	担当弁護士の携帯，LINE等に直接いつでも連絡いただけます
打ち合わせ時刻	平日10時～17時のみとさせていただきます	時刻曜日を問わず，可能な限りお客様のご都合に合わせます
打ち合わせ場所	弊事務所会議室のみとさせていただきます	予定にもよりますが，顧問先様へ訪問もいたします

顧問先様特別割引

顧問料の額に応じて、裁判手続等顧問業務に含まれない業務をご依頼いただく場合、報酬等の10%～20%減額いたします

※債権回収事案の場合、完全成功報酬制をご選択いただくことも可能です

（その場合の報酬金は回収額の30%＋消費税及び実費となり、訴訟提起後、勝訴判決と取得したものの倒産等の理由で回収ができなかった場合には提訴手数料として5万円（税別）をいただきます）

従業員様への無料法律相談サービス

顧問先様にお勤めの従業員の方は、ご相談案件につき初回の法律相談（通常1時間1万円（税別））を1時間まで無料とさせていただきます

田島綜合法律事務所

t a j i - l a w . j p